

(様式1)

十教第427号

令和7年12月19日

文部科学大臣 殿

十津川村長 玉置 広之

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

十津川村公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和7年度(1年間)

(担当)

十津川村教育委員会事務局 教育課 中畑

住所：奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1

電話：0746-62-0003

E-mail：kyoukuiinkai@vill.totsukawa.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

【十津川第一小学校トイレ改修事業】

①各階のトイレは、男女同じ入口を利用し、手前が男性用トイレ、奥が女性用トイレに分かれている。男性用トイレの間仕切りはカーテンのみのため女性が男性用トイレの前を通る際に中の様子が見えてしまうことがあるため、男性用に扉を新設し、女性用にカーテンを設置し、プライバシーの保護を図る。

②衛生管理の徹底を図るため1階多目的トイレを調理員専用トイレとして使用しているが、多目的トイレをバリアフリートイレとして使用できるようにするため、給湯室を調理員専用トイレに改修する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		2 校
中学校		1 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		30 戸
学校給食施設	単独校調理場	3 箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	1 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	2 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和3年10月
国土強靱化地域計画※2	有	令和6年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、個別施設計画として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間終了後、評価を実施し、評価結果を村のホームページで公表する。</p>
